

耐震改修促進税制について

(平成26年4月1日から平成31年6月30日までに耐震改修をした場合)

お知らせ

(H28改正版)

平成18年度から、住宅の耐震改修工事を行った方に対して、税金の特例(耐震改修促進税制)が創設されました。対象や手続きは次のとおりです。

1 固定資産税

対象	① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、一定の基準まで上げる耐震改修工事を行ったもの。(市の補助金を受けて耐震改修工事を実施していれば該当) ② <u>耐震改修工事費用が50万円以上</u> であるもの
内容	1戸あたり <u>120㎡相当分までに限り</u> 、以下の減額 H30.3.31 までの間に 耐震改修工事が完了した場合・・・ <u>翌年度分の固定資産税額を1/2に減額</u>
手続き	・ 工事終了後、「固定資産税減額証明申請書」を市建築住宅課に提出してください。書類等で内容確認後、「固定資産税減額証明書」を発行します。 ・ <u>工事完了日から3か月以内</u> に、市役所1階「課税課」家屋担当窓口にて「耐震基準適合住宅にかかわる固定資産税減額申告書」(課税課にあります)を記入し以下の書類と一緒に提出してください。 ① <u>「固定資産税減額証明書」</u> ② <u>「耐震改修工事費明細書の写し」「領収書の写し」</u>

2 所得税

対象	① <u>耐震改修工事費を支払った方</u> (所得のある方)が当該工事を行った住宅に <u>居住していること</u> 。 ② 昭和56年5月31日以前の住宅を一定の基準まで上げる耐震改修工事を行ったもの。(市の補助金を受けて耐震改修工事を実施していれば該当)
内容	H26.4.1 から H31.6.30 までの間に 上記の耐震改修工事を行った場合 ・ 国が定める標準的な工事費用〔1〕から補助金分を控除した額の <u>10%に相当する額</u> をその年の所得税額から控除します。 (ただし、 <u>耐震改修工事限度額は250万円とする</u>)
手続き	・ 工事終了後、「住宅耐震改修証明申請書」を市建築住宅課に提出してください。書類等で内容確認後、「住宅耐震改修証明書」を発行します。 ・ <u>耐震改修工事を行った年の確定申告をする時に</u> 、「住宅耐震改修特別控除の計算明細書」(申告会場等にあります)を記入し以下の書類と一緒に提出してください。 ① <u>「住宅耐震改修証明書」</u> ② <u>「住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書」</u> (市役所1階法務局出張所窓口等) ③ <u>「住民票の写し」</u> (市役所1階市民課・支所等) ※確定申告時に住宅耐震改修証明書を提出すれば必ず税額が控除されるというものではありません。

〔1〕 国が定める標準的な工事費用：国交省告示第383号(裏面参照)

お問合せは下記担当までお願いします。

御殿場市役所 建築住宅課 建築指導スタッフ (市役所本庁 2階富士山側)

TEL 0550-82-4224

(固定資産税 御殿場市 課税課 家屋スタッフ 82-4139)

(所得税 御殿場市 課税課 市民税スタッフ 82-4129)

耐震改修促進税制について

(平成26年4月1日から平成31年6月30日までに耐震改修をした場合)

○国土交通省告示第百八十三号

〈抜粋〉

木造の住宅(以下「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	一万五千九百円	当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万三千四百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万二百円	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万四千七百元	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万八千円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百五十五万二千元	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十六万七千六百元	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。